

### (3) 空家等の調査に関する事項

#### 【案文】

#### 1 調査の実施主体

空家等の調査は、〇〇市（町村）の依頼に基づく自治会・町内会等による1次調査と、〇〇市（町村）の空き家対策担当課による2次調査により実施します。

1次調査にて空家等と認められる可能性のある物件を把握し、それらの物件を2次調査にて〇〇市（町村）が改めて調査し、結果を踏まえ空家等と認められるか判断をするものです。

#### 2 調査の対象地区

1次調査は、〇〇市（町村）全域を対象に調査を実施します。2次調査は、1次調査にて把握した空家等の候補物件や市（町村）民等からの通報物件を調査対象とします。

#### 3 調査期間

1次調査は、平成〇〇年中に実施する予定です。2次調査は、1次調査の結果の集計等を踏まえ、2次調査用の調査票等を取りまとめた後、平成〇〇年中に実施する予定です。調査実施以降も、空家等の実態を継続的に把握するために調査結果に基づくフォローアップに努めていきます。

#### 4 調査対象となる空家等の種類

戸建住宅、共同住宅について調査を実施します。調査の結果、周辺に悪影響を及ぼしている空家等は、特定空家等と認められるかの判断に移ることとなります。

#### 5 調査方法及び内容

1次調査は、次の調査項目を目視により外観から判断します。敷地の中に立ち入っての調査は行わないこととします。

- ・建物の種類（戸建住宅、共同住宅、その他）
- ・空家等の種類とその状況
  - ①そのまま放置すれば倒壊するなどの恐れがある
  - ②老朽化等により腐食していて衛生上良くない
  - ③外観上著しく景観を損なっている
  - ④その他放置されて周辺の生活に影響を及ぼしている
- ・空家等の所在地

2次調査は、1次調査における調査項目の再確認に加え、例えば下記に示す詳細な項目について調査を実施し、使用実態や周辺に及ぼしている悪影響等について把握します。

- ・空家等の所有者等の聞き取り調査
- ・空家等の近隣への聞き取り調査
- ・外観調査

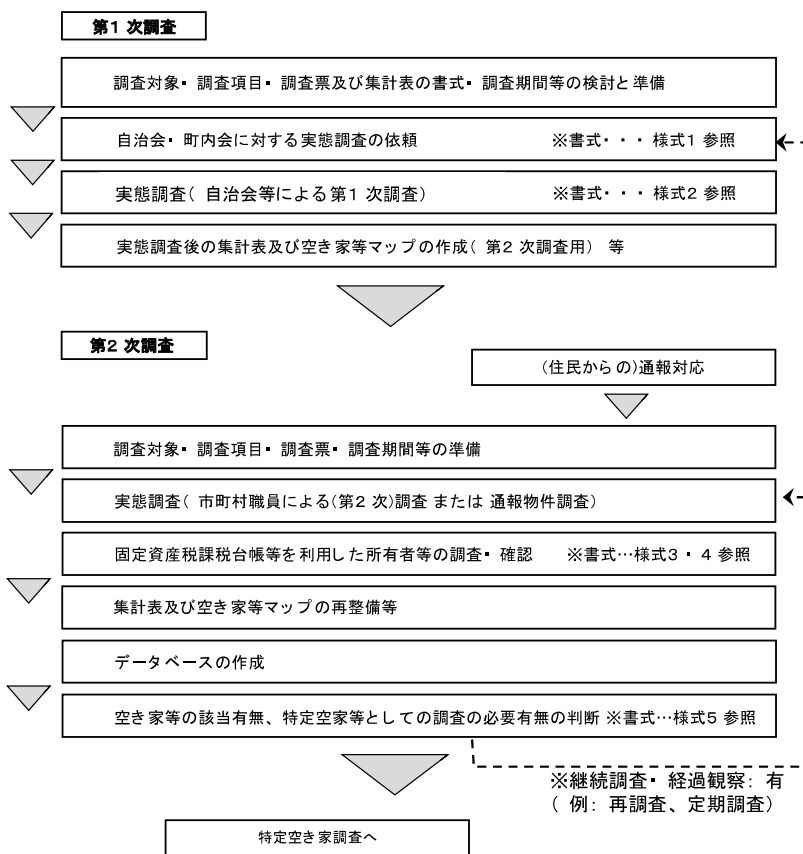
- ・所有者等が不明の場合、固定資産税台帳等を利用した所有者等の調査・確認

以上の自治会・町内会等による1次調査、〇〇市（町村）空き家対策担当課による2次調査の実施結果を踏まえ、〇〇市（町村）における空家等の実態を把握していきます。

そのうち、周辺に悪影響を及ぼしている空家等は、特定空家等と認められるかの判断に移り、特定空家等に該当する場合は、措置の実施について検討がなされることとなります。（（6）特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項を参照）

せっかく調査をしても、実施時点での実態であり、これから変化していく状況に対して継続的に情報の把握に努めなければ、調査結果も無駄になってしまいます。空家等の実態を継続的に把握するために、調査実施以降も自治会・町内会等からの情報提供や、〇〇市（町村）空き家対策担当課の調査等によるフォローアップに努めていきます。

（参考）



**【本項の考え方】**

案文は、空家等の調査を今後実施するものとして、自治会・町内会等による1次調査、市町村の空き家対策担当課による2次調査の2段階の調査を想定して作成している。1次調査は、自治会・町内会等によるものの他、業務委託による実施も考えられるところである。調査が終了している場合は、実施した内容に基づき、以後のフォローアップについての内容を含めながら、各項目を記載することになると思われる。

調査の対象地区は、案文では市町村全域としているが、特定の対象地域でのサンプル調査も考

えられる。サンプル調査にあたっては、市町村で把握している空家等の情報や水道の閉栓情報、業務委託による基礎調査等により、実態調査が効率的で効果的なものとなるように対象を絞り込み、実施の検討を進める必要がある。

調査期間は、調査内容や方法、対象によって異なることが想定されるため、市町村の実情により設定されたい。

調査対象となる空家等の種類は、「(1)－5 対象とする空家等の種類」の項目と対応するよう、戸建住宅、共同住宅として、案文を作成している。非住宅や立木等を調査対象として追加することも考えられる。

調査方法と内容は、1次調査、2次調査に分けて、それぞれ記載している。1次調査は、自治会・町内会等の協力を得て実施するため、なるべく調査員の負担とならないよう目視での外観調査のみとし、調査項目も最小限にとどめた案文としている。業務委託により実施する場合は、予算等にもよるが、2次調査に近い、より踏み込んだ調査項目を設定することも考えられる。2次調査は、1次調査の調査項目を改めて確認することに加え、詳細な項目を設定し、調査を実施することとしている。調査の結果を踏まえ、空家等のデータベースを整備するのであれば、データベースの項目と調査項目の整合性はとっておきたい。

案文の最後に、調査以後も継続して空家等の実態の把握につとめることと参考までに調査のフロー図を記載している。調査を今後実施することとした案文としているが、調査の準備状況によってはフロー図の作成に着手できない場合も想定されるため、案文上、図は参考として記載しているものである。

---

## 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針 二二

### (3) 空家等の調査に関する事項

各市町村長が法第9条第1項に基づき当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うに当たって必要となる事項を記載する。具体的には、例えば空家等の調査を実際に実施する主体名、対象地区、調査期間、調査対象となる空家等の種類、空家等が周辺に及ぼしている悪影響の内容及び程度その他の調査内容及び方法を記載することが考えられる。

## (4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

### 【案文】

#### 1 所有者責任の原則

空家等は、法第3条において「空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」と規定されているように、憲法で規定する財産権や、民法で規定する所有権に基づき、所有者自らが適切に管理することが原則です。

しかしながら、空家等に関する問題は、建物の老朽化による倒壊の危険や草木の繁茂、相続の複雑化など多種多様なものが存在するため、所有者等が空家等の適切な管理を行うに当たって、どこに相談や依頼をすればよいのか分からないといったことも考えられます。

そこで、〇〇市（町村）では空家等に対する総合窓口を設けるとともに、関係事業者団体と連携した相談体制を整備し、空家等の所有者等による適切な管理を支援しています。（（7）住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項を参照）

#### 2 市（町村）が実施する対策

1 で示したとおり、空家等は所有者自らが適切に管理することが原則ですが、経済的な事情や、遠方に居住しているため空家等の状況を把握していないなどの理由により、自らの管理責任を全うしていない場合も考えられます。そのような場合においては、〇〇市（町村）において以下の対策を講ずることで空家等の問題解決を図ります。

##### (1) 予防対策〔現況調査・意識啓発・定住支援〕

空家等は、放置された建物の老朽化や草木の繁茂が進むほど、除却等に要するコストが増大し、また、放置年数が経つにつれて所有者等の把握も困難になります。空家等対策については、問題が深刻化する前の早期対応が重要であり、空家等の調査を行い、事前に実態を把握するとともに、所有者への意識啓発を目的とした情報提供や、定住支援制度の確立に努めます。

##### (2) 実施対策〔行政指導等、代執行〕

特定空家等は、防災、衛生、景観などのさまざまな面において周辺の生活環境に悪影響を生じさせることから、所有者等に対し、法に基づいた所定の措置を講ずることで、特定空家等の解消に努めます。

また、危険度の高い特定空家等については、危険排除と公費負担を行う公益性、公平性について十分な検討をしたうえで、行政代執行による解決を図るものとします。

### 【本項の考え方】

空家等の適切な管理は第一義的には当該所有者等の責任において行われるべきことが前提となるため、その旨を具体的に示すとともに、所有者等の適切な管理を支援するための市町村における相談体制の整備についても記載して案文を作成している。

実施の対策については、空家等が特定空家等になることを予防する対策と、特定空家等を解消

する対策、そして利活用による対策が考えられる（利活用については次項で記載予定となっているため未記載）。

各項目については標準的な内容を記載したが、条例等で緊急措置、公表及び解体費補助等を規定している自治体は、別途その旨を記載することが必要である。

---

#### 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針 二二

##### （４）所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

一 1（２）①で述べたとおり、空家等の適切な管理は第一義的には当該空家等の所有者等の責任において行われるべきことを記載するとともに、空家等の所有者等に空家等の適切な管理を促すため、例えば各市町村における相談体制の整備方針や、空家等の利活用に関心を有する外部の者と当該空家等の所有者等とのマッチングを図るなどの取組について記載することが考えられるほか、空家等の所有者等の意識の涵養や理解増進に資する事項を記載することが考えられる。

## (5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

### 【案文】

空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進は、法第2条第2項に規定される特定空家等とならないための予防対策の一環として、活用可能な空家等について所有者等や入居希望者等に対し利活用を促すとともに、〇〇市（町村）がその跡地も含めた空家等を地域資源として利活用すべく（移住促進のための住居や集会所等）、その方策を検討することが必要とされています。そのため、〇〇市（町村）では、下記の取組により、空家等の利活用対策を推進していきます。

- ・空家等の利活用のPR
- ・空家等の所有者が確定している場合は、情報を提供するなど利活用を促進

空家等の所有者等からの申し出がなければ利活用を推進することができないため、固定資産税の納税通知書に利活用のパンフレットを同封する等してPRを進めていきます。また、〇〇市（町村）民の空家等の所有者等から利活用の相談を受けた場合は、相談者の意向に応じたアドバイス等を行うこととします。

また、個別の利活用対策として、下記の取組を推進します。

### 【空き家バンク等】

(例)・〇〇市（町村）空き家バンク事業、移住・住みかえ事業

空家等の売却・貸出希望者と移住や住みかえ希望者の登録を行い、マッチングを支援するとともに、空家等の所有者等による空き家バンクへの登録を促し、利用希望者へ登録情報を提供します。

### 【跡地】

(例)・公的利用を含めて利活用することを検討します。

### 【補助金制度】

(例) (1) 〇〇市（町村）空き家利活用促進助成制度

- 事業概要
- 助成金額
- 助成対象者
- その他条件 等

(例) (2) 国土交通省が所管する社会資本整備総合交付金の基幹事業である空き家再生等推進事業を活用しての有効活用策を検討します。

〇〇市（町村）における、空家等の利活用方策については、法第7条に定める協議会である〇〇市（町村）空家等対策協議会（(8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項を参照）が、検討を行う場を兼ねるものとして推進していきます。

### 【本項の考え方】

冒頭で市町村が空家等やその跡地の利活用に取り組む必要性について記載した。

空家等の利活用は、所有者等からの情報の提供が必要であるため、まず大枠の取組として情報発信による周知を目的としたPR等の取組について説明した。次に、利活用方法は様々であり、それぞれの対応策について事業の立ち上げが必要と考えられることから、個別の利活用対策の取組について説明している。利活用に関する助成制度等の取組があれば、本項において、制度内容や条件等の詳細を説明することになると思われる。

最後に法第7条で規定される協議会が利活用方策の検討を兼ねる場として活用し、推進していくことを記載した。この協議会に代わるものとしては、空き家対策の各担当課による協議の場を設けて検討を進めていくことが考えられる。

本項の記載内容を検討するにあたっては、埼玉県空き家対策連絡会議が作成した「空き家利活用事例集」を参考にすることも有効であると思われる。

---

### 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針 二二

#### (5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

一六で述べたとおり、各市町村において把握している空家等の中には、修繕等を行えば地域交流や地域活性化の拠点として利活用できるものも存在し、また利活用する主体は当該空家等の所有者等に限定されていない。例えば各市町村が把握している空家等に関する情報を、その所有者の同意を得た上でインターネットや宅地建物取引業者の流通ネットワークを通じて広く外部に提供することについて記載することが考えられる。その際、空き家バンク等の空家等情報を提供するサービスにおける宅地建物取引業者等の関係事業者団体との連携に関する協定が締結されている場合には、その内容を記載することも考えられる。また、当該空家等を地域の集会所、井戸端交流サロン、農村宿泊体験施設、住民と訪問客との交流スペース、移住希望者の住居等として活用したり、当該空家等の跡地を漁業集落等の狭隘な地区における駐車場として活用したりする際の具体的な方針や手段について記載することが考えられる。

## (6) 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項

### 【案文】

#### 1 特定空家等への該当を判断する際の基本的な考え方

特定空家等とは、法第2条第2項にて、

- ・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

以上の状態にあると認められる空家等と規定されています。

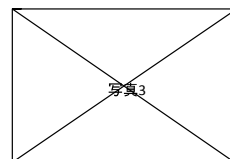
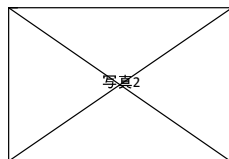
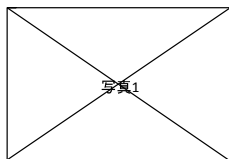
〇〇市(町村)では、空家等が上記の状態であると認められる特定空家等に該当するとの判断は、国土交通省が定めた「特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針」(ガイドライン)において、判断の参考基準として示された〔別紙1〕～〔別紙4〕に基づくチェックリストを活用して行うこととしています。チェックリストの様式は、別紙(〇ページ)に記載しています。

以下、チェックリストの様式例を記載します(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の一例目における例)。

#### 〔別紙1〕「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

1. 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある。
  - (1) 建築物が倒壊等するおそれがある。
    - イ 建築物の著しい傾斜

調査項目	① 判定	②周辺への影響と危険の切迫性	
		通行人や近隣住民へ被害が及ぶ可能性	
1 建築物の崩壊、落階、上階とのずれが目視で確認できる。			
2 基礎が不同沈下または建築物の傾斜が目視で確認できる。			
3 木造建築物について、1/20超の傾斜が確認できる。2階以上の階が傾斜している場合も同様である。			
4 S造建築物について、1/30超の傾斜(傾斜を生じた階の上の階数が1階以下の場合)が確認できる。			
5 S造建築物について、1/50超の傾斜(傾斜を生じた階の上の階数が2階以上の場合)が確認できる。			
6			
特定空家等と判定(①②に○)			
空家等と判定又は総合判定(P21)に移る (①が○、②が×)			





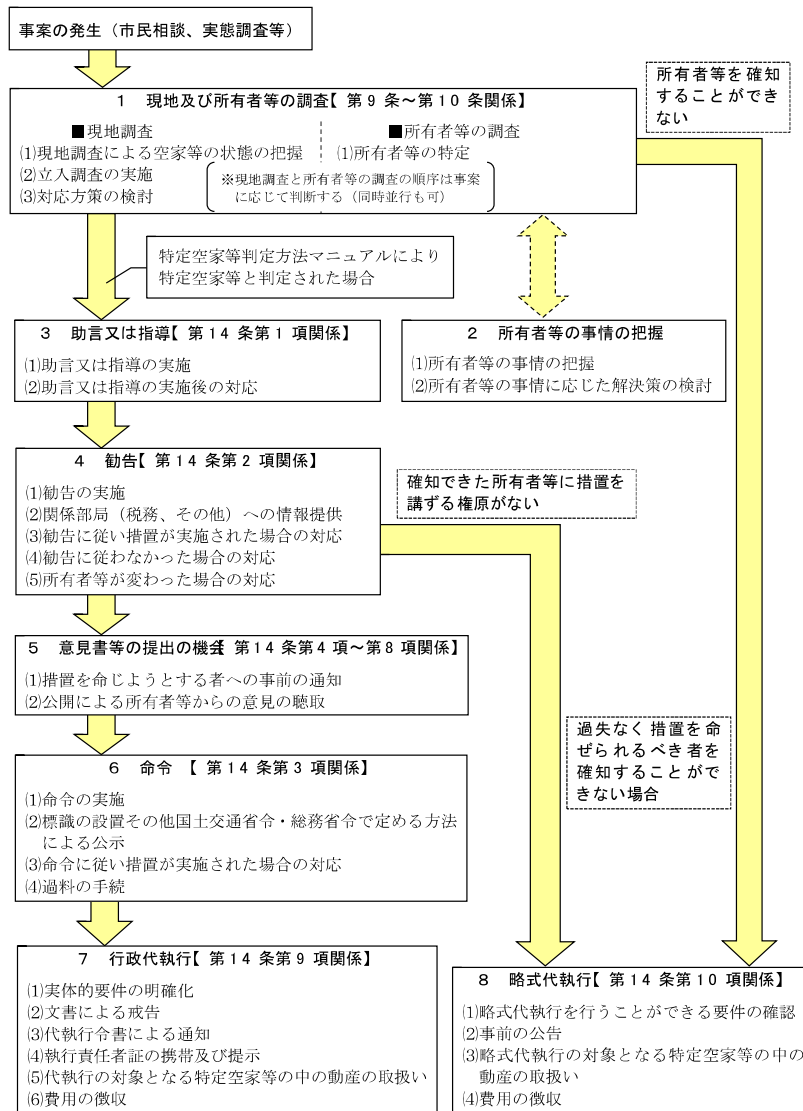
2 特定空家等に対して必要な措置を講ずる際の具体的な手順等

特定空家等への該当の判断は、空き家対策の担当課（（8）空家等に関する対策の実施体制に関する事項を参照）による現地調査や空家等の所有者等への事情把握等を踏まえた協議によって行います。特定空家等と判断された空家等は、〇〇市（町村）が法第14条第1項の規定に基づき助言又は指導の措置を講ずることとなります。また、〇〇市（町村）から法第14条第2項の規定に基づく勧告を受けた特定空家等の敷地（土地）については、住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例の適用対象から除外されますので御留意下さい。

担当課による協議の結果、法第7条の規定に基づく協議会である〇〇市（町村）空家等対策協議会に諮る必要があると判断した場合は、当該協議会にて特定空家等に該当するかを協議し、協議の内容を踏まえ、〇〇市（町村）が判断することとします。

以下、特定空家等に対して必要な措置を講ずる際の手順等のフロー図です。

法における「特定空家等に対する措置」の手順フロー



### 【本項の考え方】

「1 特定空家等への該当を判断する際の基本的な考え方」と「2 特定空家等に対して必要な措置を講ずる際の具体的な手順等の項目」に分けて記載した。

1においては、法における特定空家等と認められる状態の項目を示した上で、それらの状態を判断するため、ガイドラインを参考に作成したチェックリスト（埼玉県空き家対策連絡会議で検討しているもの）を活用して判断することとした。案文内にチェックリストの様式の一例を示すとともに、別紙としてチェックリストの様式を記載することとしている。

2においては、特定空家等に該当するかの判断は、現地調査等を踏まえて、空き家対策の担当課による協議で行うこととし、その協議でも判断がつかない場合は、法第7条の規定に基づく協議会が協議の場を兼ねて、協議の結果に基づき市町村が判断すると記載した。

案文で記載した内容以外に、担当課で特定空家等に該当するか判断を行い、判断がつかない場合に各担当課の協議に移り、判断をするという考え方もあると思われる。各市町村の状況に合わせた手順を設定する必要がある。

特定空家等に対して必要な措置を講ずる際の手順等として、法の規定に基づく勧告を受けた特定空家等の敷地（土地）については、住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例の適用対象から除外されることを記載した。

また、埼玉県空き家対策連絡会議で検討されている指導手順マニュアルを参考に、フロー図を記載している。

---

### 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針 二二

（6）特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項

一七で述べたとおり、「特定空家等」に該当する建築物等は、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものであることから、各市町村長が「特定空家等」に対してどのような措置を講ずるのかについて方針を示すことが重要である。具体的には、必要に応じて国土交通大臣及び総務大臣が別途定めるガイドラインの記載事項を参照しつつ、例えば各市町村長が「特定空家等」であることを判断する際の基本的な考え方や、「特定空家等」に対して必要な措置を講ずる際の具体的な手続等について記載することが望ましい。

## (7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

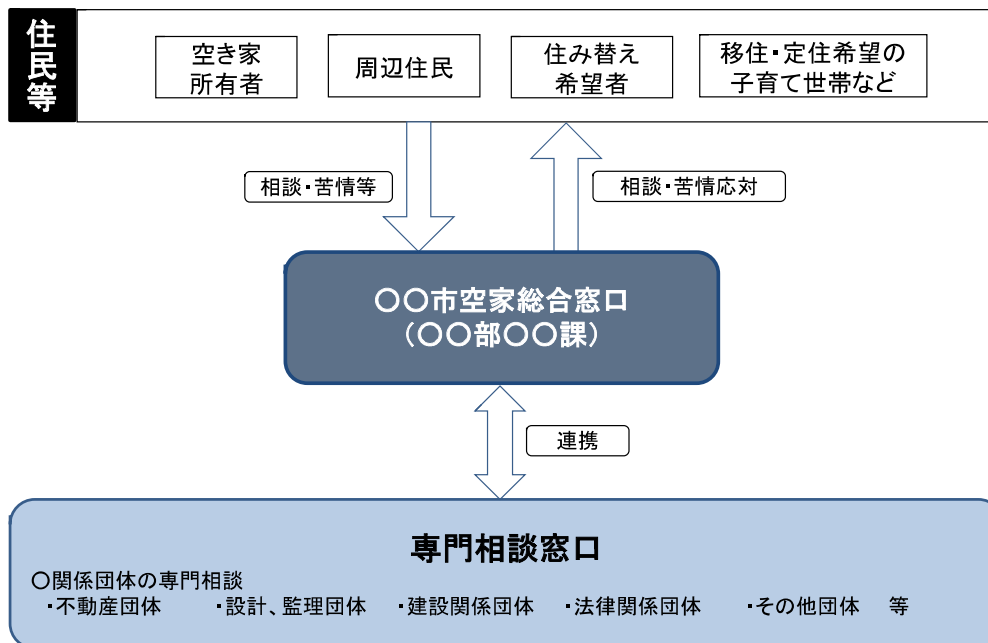
### 【案文】

住民等からの空家等に関する相談の内容としては、例えば空家等の所有者等自らによる空家等の今後の利活用方針に関するものから、空家等が周辺に及ぼしている悪影響に関する周辺住民による苦情・相談まで幅広く考えられます。空家等の所有者等自らによる相談は、適切な管理や利活用方針を検討する際の意思決定に関わるものであり、また周辺住民からの苦情・相談は、生活環境の保全や危険の未然防止等に関わるため、各々の相談に迅速かつ適切に対応することが求められています。

〇〇市（町村）は、住民等からの空家等に関する相談に対して、総合窓口（〇〇部〇〇課 連絡先〇〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇）を設け、空家全般の相談に応じるほか、内容に応じて担当課と調整し、迅速な回答に努めています。

また、〇〇市（町村）の担当課において対応が困難な空家等の専門的な相談は、〇〇協会等の関係事業者団体と連携して対応することとしています。

専門的な相談を含め、幅広い相談内容に迅速かつ適切に対応できるよう体制を整備しています。以下、〇〇市（町村）における住民等からの空家等に関する相談への対応フロー図です。



### 【本項の考え方】

相談体制は、埼玉県空き家対策連絡会議において推奨しているワンストップ相談窓口であることが望ましいが、仮に複数課に担当が分かれる場合であっても、住民等からの空家等の相談内容を整理して取次ぐ総合相談窓口は設置したいところである。

市町村における相談体制と関係事業者団体と連携した専門相談窓口の体制との関係を住民等に対して分かり易く示すためにフロー図を掲載している。

また、市町村における相談体制の内容を、住民等に対して具体的に示すために、案文では総合窓口の連絡先を記載している。担当課が複数に渡り、連絡先を一覧にして掲載する場合は、空家等対策計画の策定後に変更等の生じることが想定されるため、空家等対策計画の本文に記載するより、別紙としての記載とすると簡便な対応が可能だと考えられる。

---

### 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針 二二

(7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

一 2 (3) で述べたとおり、各市町村に寄せられる空家等に関する相談の内容としては、例えば空家等の所有者等自らによる空家等の今後の利活用方針に関するものから、空家等が周辺に及ぼしている悪影響に関する周辺住民による苦情まで幅広く考えられる。そのような各種相談に対して、各市町村はできる限り迅速に回答するよう努めることとし、例えば各市町村における相談体制の内容や住民に対する相談窓口の連絡先について具体的に記載することが望ましい。

## (8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

### 【案文】

空家等の対策を実施するに際しては、庁内の様々な部局に関係することから、必要に応じて対策に関する協議を行い、実施の検討をしていくこととしています。

空家等の対策を実施する上での検討組織は、法第7条に定める協議会である〇〇市（町村）空家等対策協議会（もしくは市町村の庁内組織による検討会（連絡会等））が兼ねるものとし、特に関係する地域の代表者（区長・自治会長等）と連携しながら情報交換を行い、適切な対応が実施できる体制を整えていきます。

〇〇市（町村）空家等対策協議会は下記の構成員により組織されています。

- ・〇〇市（町村）長
- ・〇〇市（町村）〇〇区長（〇〇自治会長）
- ・〇〇市（町村）議会議員
- ・法務学識経験者（弁護士、司法書士等）
- ・不動産学識経験者（宅地建物取引士、不動産鑑定士、土地家屋調査士等）
- ・建築学識経験者（建築士等）
- ・福祉学識経験者（社会福祉士の資格を有し地域の福祉に携わる者等）
- ・文化学識経験者（郷土史研究家等、大学教授・教員等）

以下、〇〇市（町村）における担当課の一覧です。

空家等に関する対策の実施体制 役割	担当課
協議会の開催、連絡調整等	〇〇部〇〇課
管理不全な空家等に関する事項全般	〇〇部〇〇課
空家バンク、利活用に関する事項全般	〇〇部〇〇課
ごみ等の放置、不法投棄に関する事項全般	〇〇部〇〇課
鳥獣害に関する事項全般	〇〇部〇〇課

### 【本項の考え方】

空家等がもたらす問題は、分野横断的で多岐にわたるものであるため、空家等に関する対策を実施する担当課と、担当課間の連携方法について記載している。対策の実施にあたっての担当課の役割と体制について、住民が一覧できるよう表にしてまとめている。

また、空家等の対策を実施する上での検討組織として、法第7条の規定による協議会の活用が考えられる。そのため、案文では、その旨を協議会が担う役割や構成員ともに記載している。

## 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針 二二

### (8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

空家等がもたらす問題は分野横断的で多岐にわたるものであり、各市町村内の様々な内部部局が密接に連携して対処する必要のある政策課題であることから、例えばどのような内部部局が関係しているのかが住民から一覧できるよう、各内部部局の役割分担、部署名及び各部署の組織体制、各部署の窓口連絡先等を記載することが考えられる。また、協議会を組織する場合や外部の関係団体等と連携する場合については、併せてその内容を記載することが望ましい。

## (9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

### 【案文】

前述の(2)計画期間や住宅・土地に関する調査の実施年と整合性を取り、計画期限を迎えるごとに、各市町村内における空家等の状況の変化を踏まえ、計画内容の改定等を検討します。

### 【本項の考え方】

- 1 基本的な指針一5に、「空家等の適切な管理の重要性及び管理不全の空家等をもたらす諸問題について広く住民の意識を汲み取るように定めることが重要であり、空家等対策計画については定期的にその内容の見直しを行い、適宜必要な変更を行うよう努めるものとする。」という記述があることから、この案文を作成した。
- 2 住宅・土地に関する調査(住宅・土地統計調査)結果で空家率の参考値を把握でき、空家等対策の効果を検証することが可能であるため、この結果を踏まえて計画期間とともに空家等対策計画を見直すことも考えられる。

### 空家等対策の推進に関する特別措置法 附則

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針 一5

(中略)

空家等対策計画に定めるべき各項目の具体的な内容及び特に重要となる記載事項については二2で示すとおりであるが、同計画を定めるに当たっては、各市町村における空家等対策の全体像を住民が容易に把握することができるようにするとともに、空家等の適切な管理の重要性及び管理不全の空家等をもたらす諸問題について広く住民の意識を涵養するように定めることが重要である。この観点から、空家等対策計画については定期的にその内容の見直しを行い、適宜必要な変更を行うよう努めるものとする。

### 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針 二2

(9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

(1) から(8)までに掲げる事項以外に、各市町村における空家等の実情に応じて必要となる支援措置や、空家等対策の効果を検証し、その結果を踏まえて計画を見直す旨の方針等について記載することが考えられる。